

氏 名	なか まち み か こ 中 町 美 香 子
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 377 号
学位授与の日付	平 成 19 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	平 安 宮 変 容 過 程 の 研 究

論文調査委員	(主 査) 教 授 鎌 田 元 一	教 授 勝 山 清 次	助教授 吉 川 真 司
--------	----------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、律令国家の都城の流れを受け継ぎ誕生した平安宮が、9世紀から12世紀を通して、いかに変容し、解体するか、また、それがどのような形に代替されるのかを明らかにしようとしたものである。全体は、平安宮の研究史を概観して課題をあげ、各章の研究視角を述べた序と、結論をまとめた結語のほか、本論4章と補論からなる。

第一章「平安時代の皇太子在所と宮都」は、平安時代の皇太子在所の所在地を明らかにすることから始め、その場所が決定される原理について、天皇在所や母親在所との関係等を検討し、政治過程も考慮しながら考察を加えたものである。皇太子在所の変化は、平安宮の変容を検討する上でも政治過程の考察においても重要な材料であるとし、平安時代を通しての皇太子在所のありかたの変化を論じている。

従来東宮であった皇太子在所は、10世紀前期の寛明親王（朱雀）が内裏後宮を在所としたのを契機として、憲平親王（冷泉）以降には、母親の立后や天皇との血縁関係に関係なく、天皇が平安宮内裏を在所としているときには内裏後宮に置かれることが原則となる。ただし、東宮と内裏後宮という違いはあれども、天皇のいる宮城内であるという点では変化はない。ところが、10世紀末以降、里内裏使用時には、天皇との血縁関係や母親在所との関係をはじめ、外戚や院などとの諸関係により、皇太子在所がさまざまな場所に定められ、天皇とは必ずしも同所ではなくなる。その際、とくに母親と同所を在所とすることが多く、この関係は里第居住の基本となるものであるとする。さらに、11世紀後期、実仁親王の皇太子時には変化は平安宮内裏にも及び、天皇が平安宮内裏に居住しても、皇太子は必ずしも内裏に居住しなくなり、皇太子の平安宮内裏居住原則は崩れる。以上のような変化を明らかにし、里第居住は皇太子の個人的諸関係が体现され強化される居住形態であり、それは政治形態とも密接な関係があったこと、また、11世紀後期の皇太子在所の変化は平安宮の意義の相対化、律令的都城制の変容の一側面を示すものでもあったことを論じる。

第二章「平安時代中後期の里内裏空間」は、平安中期以降、平安宮内裏に取って代わっていく里内裏を対象とする。里内裏は、かつて政所政治論と結び付き、摂関政治の舞台として評価されたが、政所政治論が否定されて後は、それを政治史的に評価することに消極的となり、政治や政務の場の研究が進展する中でもその部分は取り残されてきた。しかし、平安宮の変容を研究する上では、その中心である内裏の変容を検討することは必須であり、ゆえに、里内裏の歴史的 position 付けが必要となるとし、この章ではとくに、里内裏の「陣」を取り上げ、平安宮内裏との関係についても考察を加えつつ、変化やその意義を論じている。

里内裏の空間構造に関しては、邸宅の周囲三町四方に、大内裏に擬せられる「陣中」という空間が存在することを指摘した先行研究があり、それは里内裏の性格や意義を考察する上で重要な指摘であったが、しかし、その空間の確立や変化などについては十分な検討がなされていないとし、平安宮内裏における陣中空間の検討から始め、里内裏発生初期から平安時代を通しての陣中空間を再検討している。結論として、平安宮内裏の陣中が、多くは衛門陣の置かれた宮門内を指し、穢や物忌や神事・仏事などでの同質空間を表すのに対し、里内裏には、平安宮内裏の「陣中」と同様な性質の空間であると思われる。

る、邸宅門に設けられた衛門陣を境界とする邸宅内陣中と、邸宅の外に広がる三町四方を原則とする邸宅外陣中の、二つの「陣中」が存在し、邸宅外陣中の確立は11世紀末であると述べる。その空間は、範囲内に含まれれば場所の性格に関係なく、里内裏の「陣中」として天皇空間の秩序に組み込まれるという、天皇在所に特異な空間であり、その確立により、里内裏は平安京内で差別化されることとなったとする。邸宅外陣中の確立は里内裏の一つの変質点であり、白河朝から白河院政期にかけての、里内裏本宮化という皇居制度変革の流れの中に位置付けられるものであったと論じる。

第三章「平安時代の後宮・皇太子の啓陣」は、後宮・皇太子それぞれに付される啓陣を詳細に検討したものである。後宮や皇太子への公的な武力の分配である啓陣は、天皇在所との関係や権力構造・権威構造を検討する上で有用な材料であるとし、衛府の陣という要素から、王権の構成員である後宮や皇太子の宮のありかた、また、それらと天皇在所との関係について考察を加える。

立后・立太子時の啓陣は、後宮で六衛府、皇太子で四衛府であったが、通常時の内裏外居住では、後宮・皇太子ともに兵衛と、近衛または帯刀舎人が陣を構える規定で、衛門府は見えない。行啓時には、後宮には六衛府の啓陣が付き、皇太子には帯刀舎人（補任前は近衛）と兵衛が付いたが、しかし、後宮への供奉は『儀式』や『延喜式』では近衛・兵衛の四衛府であったことが確認でき、また、立后での啓陣ももとは四衛府であったことが史料より窺える。啓陣に遣わされる衛府について以上の点を明らかにし、本来の後宮の啓陣は、皇太子と同じく兵衛を基本としており、それが六衛府となったのは、摂関政治において重要性を増した後宮の権威を引き上げることが意図されたためであるとする。太上天皇に関しては、もとは六衛府の分陣を行うものであったが、朱雀上皇以降はこの六衛府の分陣は見えず、御隨身として近衛が分配される。つまり、近衛は後宮や皇太子のほか、隨身として摂関や上皇等にも分配され、兵衛は後宮や皇太子には分配されたが、衛門府の警衛は、臨時的に後宮や上皇に付されることもあったとはいえ、本来天皇に特異的であったことを指摘する。また、衛府の分配は重要な身分指標であり、その区別は権威の位置付けをよく反映するものであったと述べる。ただし一方では、後宮や皇太子が天皇在所とは別の場所を在所とすることが増えてくる10世紀後期以降、里内裏と同様な陣屋や衛府の警衛をもつ邸宅が、里内裏と並んで平安京内に複数存在することとなり、そこに、平安宮内裏に比したときの里内裏の権威の相対性が表出しているとする。

第四章「平安宮諸官衛の変容―諸官衛修造から―」は、宮城内の諸司官衛を対象とする。従来、平安宮が荒廃することは指摘されながら、具体的検討は不十分であったが、諸司官衛の変容は政治体制の変化とも密接にかかわるもので、中世的な政治体制の形成過程を検討する上でも重要であり、また、従来の平安宮研究の欠落を埋めるためにも必要な検討であるとし、ここでは、退転過程を探るため、諸司官舎の修造を取り上げている。

その検討から、従来11世紀初めには顛倒していると言われてきた諸司官衛であったが、ある程度の修造はなされており、12世紀までは存続しているものも少なくないことを指摘する。その修造については、本来、小破は被修造官司自身が各々の財源を用いて行うことを基本規定としていたと考えられ、11世紀以降もその方針は同様であったが、実際は大破に及ぶことが多く、国家財源による修造を求めることが多かったとする。その手段としては、木工寮・修理職による修造、国宛による修造、成功による修造があるが、木工寮・修理職による修造は11世紀以降には、神事関係や皇后・斎院の居所となる場所など、限られた範囲で行われており、また、内裏や大垣の主要な修造手段である国宛は例があまり見えず、それらは諸官衛修造においては例外的なものであって、成功によるものが主であったとする。そのうち、太政官や神事関係以外の官司では、被修造官司の官人による修造や、修造によりその官司の官人に任じられる例がしばしば見られ、官衛修造において、それらの役割が大きかったことを推察している。被修造官司の官人に任じられる例では、判官や主典の任料との関係もあり、修造場所は倉や垣が多く、また、それらが用途のある必要な建物であったと述べる。修造を受けにくい負担料の大きな庁なども、頻度は低くとも受領成功や栄爵や武官の成功等により修造を受けることは可能であったが、やはりそれも行事や儀式で用途のある場所が修造されたとする。官司にとって必要な建物はこのような成功を用いて修造し得たことを述べる。諸官衛の使用については、種々の官司で見られる初斎院や行事所などの職掌外の利用を取り上げ、とくに大膳職を例として、諸官衛変容の一つの形として示す。また、倉については平安宮を使用しなくなっても機能の継続している例もあるとする。11世紀以降、宮城内諸官衛の日常的使用は減じたと推察されるが、場所の固定した行事や職掌外利用や倉の利用などで、宮城内諸官衛を用いることはあり、修造もそれに応じた場所で行われ、そのため、荒廃しつつも12世紀にも官衛が存続していたとする。

補論『大内裏図考証』と初期平安宮』では、平安宮を扱う研究において多くの研究者が参考にしてきた『大内裏図考証』について、侍従所・侍従厨・内豎所・大舍人寮の項目で、編修段階の『大内裏図考証』の記載も参考にしながら、所在地に関する裏松固禪の考証を改めて検討している。侍従所・侍従厨・内豎所の混同、考定図の大舍人寮所在地への疑義を述べ、また、それに関連して平安初期の宮城内の変化についても言及する。

論文審査の結果の要旨

本論文は、律令国家の都城の流れを受け継ぎ誕生した平安宮が、9世紀から12世紀を通して、いかに変容し、解体するのか、また、それがどのような形に代替されるのかを、具体的・実証的に明らかにしようとしたものである。全体は、本論4章と補論からなり、それに研究史を概観して課題をあげ、各章の研究視角を述べた序と、結論をまとめた結語が付されている。

近年、平城宮をはじめとする各宮城の発掘調査成果の飛躍的な増加や、政治とそれが行われる場とを結びつける新たな研究視角の提示をうけ、平安宮についても、その空間構造や儀式空間の研究が大いに進展したが、それらの研究には共通した問題点が認められる。平安宮の空間構造を以前の宮都と比較して検討する研究では、平安宮の成立を以て研究の到達点とすることが多く、それ以降の変化に対する視角が乏しいこと、また、儀式空間を研究する方法でも、平安初期から中期を扱うものが多く、それ以降の研究が手薄であること、さらに、個別政務・儀式の研究では、宮都としての平安宮・平安京の全体像にはあまり注意が払われていないこと、などである。平安中期以降の研究は、平安宮研究の中では遅れている部分であり、いくつかの論点を通じて当該期の平安宮の有りよう、その変化の様相を具体的に明らかにしようとした本論文の価値は、まずもって、この研究の空白を埋めようとした点に認められる。

本論文で検討され、明らかにされた主要な点は以下の通りである。まず、平安時代を通しての皇太子在所のありかたが取り上げられ、次のような変遷・過程が明らかにされる（第一章）。従来東宮に定まっていた皇太子在所は、10世紀前期の寛明親王（朱雀）が内裏後宮を在所としたのを契機に、憲平親王（冷泉）以降には、天皇が平安宮内裏を在所としている時には内裏後宮に置かれることが原則となる。ただし、東宮と内裏後宮という違いはあっても、天皇のいる宮城内であるという点では変化はない。ところが、10世紀末以降、里内裏使用時には、天皇との血縁関係や母親在所との関係をはじめ、外戚や院などとの諸関係により、皇太子在所がさまざまな場所に定められ、天皇とは必ずしも同所ではなくなる。さらに11世紀後期、実仁親王の皇太子時には変化は平安宮内裏にも及び、天皇が平安宮内裏に居住しても皇太子は必ずしも内裏に居住しなくなり、皇太子の平安宮内裏居住原則は崩れる。このような変遷を示したうえで、11世紀後期の変化は平安宮の意義の相対化、律令的都城制の変容の一側面を示すものであることが論ぜられるのであるが、皇太子在所の変化は、単にそれのみに止まらず、当時の政治過程の考察においても重要な意味を持つものであり、諸記録の精査によって一々の皇太子所在を克明に跡付けたことは、今後の多方面にわたる研究に資すべき基礎を固めたものとして、高く評価される。

次に、「陣」の問題を中心に里内裏の空間構造とその変遷を明らかにした点が注目される（第二章）。平安中期以降、平安宮内裏に取って代わっていく里内裏の歴史的位置付けは、平安宮の中心である内裏の変容を検討するうえで必須の課題であるが、論者は里内裏の陣中空間に着目することによって、次のごとき重要な事実を明らかにした。すなわち、平安宮内裏の陣中が多くは衛門陣の置かれた宮門内を指し、穢や物忌や神事・仏事などでの同質空間を表すのに対し、里内裏には、平安宮内裏の陣中と同性質の空間である、邸宅門に設けられた衛門陣を境界とする邸宅内陣中と、邸宅の外に広がる三町四方を原則とする邸宅外陣中の二つの「陣中」が存在し、邸宅外陣中の確立は11世紀末であること、その空間は、範囲内に含まれれば場所の性格に関係なく、里内裏の陣中として天皇空間の秩序に組み込まれるという、天皇在所に特異な空間であり、その確立により、里内裏は平安京で差別化されることとなったこと、の二点である。邸宅外陣中の確立は里内裏の一つの変質点であり、白河朝から同院政期にかけての里内裏本宮化に対応するものであったことが論ぜられる。

宮城内諸司官衙の修造・使用・存続の具体的様態に検討を加え、通説を正した点も重要である（第四章）。従来、平安宮が荒廃することは指摘されながら、諸司官衙の退転状況についての具体的検討は不十分であった。諸司官衙の変容は政治体制の変化とも密接に関わるもので、中世的な政治体制の形成過程を検討するうえでも重要であるが、論者は従来の研究の欠落を補うべく、修造の問題を中心に諸司官衙の退転の様相を綿密に検討し、これまで11世紀初めには顛倒していると言われ

てきた通説に対し、ある程度の修造はなされており、12世紀までは存続しているものも少なくなかったことを明らかにしている。

その他、后宮や皇太子への啓陣を取り上げた第三章、裏松固禪の『大内裏図考証』の問題点を具体例をあげて指摘した補論にも有益な指摘が多く、本論文は、綿密な調査・検討を通じて、平安宮の変容過程に関する多くの基礎的事実を明らかにしたものと評価できる。ただ、それらの事実を統合しての全体像が明確に示されておらず、特に、その変容の意味が当時の政治過程との関わりで十分に論ぜられていない点に不満が残る。しかし、こうした点は論者の今後の課題とすべきものであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2006年10月5日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。